二　第三十五条第二項第一号に掲げる自己保有その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものの額とする。

三　前条第二項第一号に掲げる自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものの額とする。

2　前項各号に定める額を算出する場合において、信用金庫連合会が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3　第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」という。）、連結自己資本比率（第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

二　第三十五条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

三　前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

4　第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合を含む。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に相当する資本調達手段のうち普通出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に係るものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二　第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Ｔｉｅｒ１資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三　前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るＴｉｅｒ２資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5　第三十五条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第三十五条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

二　前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

6　第三十四条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7　第三十四条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額